

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年9月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220901	有限会社小針運送 (法人番号 3380002017786) 代表者小針幸蔵	福島県西白河郡 矢吹町沢尻101番地 1	本社営業所	福島県西白河郡 矢吹町沢尻101番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年1月28日及び2月25日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20220913	大親港運株式会社 (法人番号 4380001014924) 代表者大村克宏	福島県いわき市 小名浜玉川町西 20番地の7	本社営業所	福島県いわき市小名浜 島字入海50番地	輸送施設の使用停止(20日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年10月22日及び11月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20220913	有限会社丸たけ商運 (法人番号 9380002021493) 代表者中瓶子一	福島県石川郡古殿 町鎌田字癸木内8番 地	本社営業所	福島県石川郡古殿町 鎌田字癸木内8-2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第9条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和4年2月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)自動車庫車の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「規則」)第2条1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)報告義務違反(事業法第60条第1項)	3	3

20220929	有限会社小林商事 (法人番号 6380002034820) 代表者小林重平	福島県喜多方市 関柴町下柴字大門 口452番地	本社営業所	福島県喜多方市関柴 町下柴字大門口452	輸送施設の使用停 止(90日車)及び文 書警告	法第17条第1項第2 号、法第17条第4項	令和3年8月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)点検整備記録簿等の記載違反(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第49条)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)【30乗務中記録なし30件】、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)【記載事項等の不備】、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者及び高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9
20220929	桶本興業株式会社 (法人番号 7030001001442) 代表者桶本毅	埼玉県さいたま市 南区根岸4丁目7番 9号	福島営業所	福島県安達郡大玉村 大山字向原114	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和3年7月8日、飲酒運転を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の携行義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
20220929	株式会社おいらせ輸送 (法人番号 7420001012128) 代表者沖野賀庸	青森県上北郡 おいらせ町松原2丁 目132番3	本社営業所	青森県上北郡 おいらせ町松原2丁目 132番地3	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和3年9月10日及び11月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20220929	大道運輸 株式会社 (法人番号 1420001011779) 代表者大湊米子	青森県上北郡 六ヶ所村大字尾駁 字 野附225番地3	本社営業所	青森県上北郡 六ヶ所村大字尾駁字 野附225-3	文書警告	法第17条第4項	令和4年9月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。